

移住した方の新生活応援します！

## 北秋田市移住者住まい応援助成事業

北秋田市に移住した方の移住初期の経済的な負担軽減を図るため、移住のときに生じた費用の一部を助成します。



### 対象者

秋田県外から北秋田市に移住し、次の要件をすべて満たす方

- ❑ 北秋田市移住希望登録者
- ❑ 学生期間を除き1年以上県外に居住し、平成30年4月1日以降に転入した方
- ❑ 転入から3年以上、市内に居住の意思がある方
- ❑ 世帯で移住した場合は、世帯主の方
- ❑ 転勤のための転入ではない方
- ❑ 生活保護受給者でない方
- ❑ 公務員等でない方
- ❑ 税金に滞納がない方
- ❑ 北秋田市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でなく、若しくはそれらと密接な関係にない方
- ❑ 飲酒、覚せい剤、薬物の使用等により事故を起こし、自動車運転免許の取消し処分を受けたことがない方

### 移住者の定義

秋田県外から北秋田市に住民登録し居住した方。この場合、過去において北秋田市内に住民登録し居住したことがある方は、転出した日から1年以上秋田県外において住民登録及び居住していた方であることが条件です。

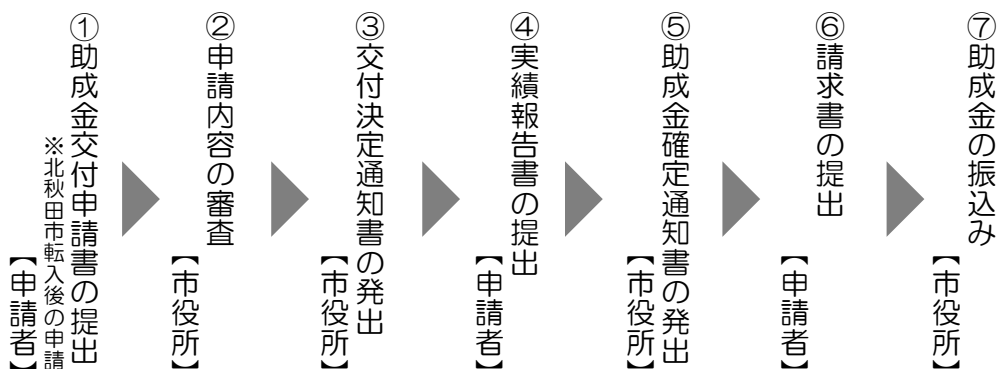
	①引越し費用	②自動車運転免許取得費用	③家財処分費用
対象内容	<p>申請日までに支払った、引越し費用と積雪地特有の冬季生活必需品購入費用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 引越し代金</li><li>● 敷金、礼金、仲介手数料</li><li>● 除排雪用具・機器</li><li>● 暖房器具及び設置費用</li><li>● スタッドレスタイヤ等冬季自動車用品と取り付け代</li><li>● 移住者及び世帯員が移住のために要した交通費用（公共交通機関利用料、ガソリン代、高速道路料金等）</li></ul> <p>※秋田県と同様の制度を利用した場合は、上記合計額からその助成額を差し引いた額</p>	<p>普通自動車運転免許取得のため、移住日の1ヶ月前から申請日までに自動車教習所に支払った次の費用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 自動車教習所入校料</li><li>● 教習料</li><li>● 検定料</li><li>● 教材費諸経費</li></ul>	<p>空き家バンク登録物件を賃貸借する場合の仏壇等不用品家財処分費用</p> <p>※貸主が当該家財処分に承諾している場合に限る</p>
助成額	①②合計 上限20万円 ※ ただし、子育て世帯は18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日まで）の子一人につき、5万円を加算した額を上限額とする		上限5万円
申請期限	移住した日の属する年度の3月末日まで ※ ただし、自動車運転免許取得費用を含んだ申請を行う場合は移住した日から1年以内とする		
備考	北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金の交付を受けている方の場合、対象となる融資資金の使用用途と重複するものは対象外		

## 申請方法

次の書類を北秋田市総合政策課 移住・定住支援室まで提出してください。  
申請期限は移住した日の属する年度の3月末日までです。

- 北秋田市移住者住まい応援助成金交付申請書（様式第1号）
- 助成金交付申請にかかる確認事項
- 北秋田市移住者住まい応援助成金振込先
- 住民票謄本（申請者を含む世帯員全員分。発行の日から1ヶ月以内のもの）
- 戸籍の附票（申請者本人の過去5年の転入出履歴確認のため）
- 転入前の市区町村が発行する納税証明書、または非課税証明書
- 引越し、冬季用機器・器具等、普通自動車運転免許取得にかかる費用の領収書、或いは支払いを証明できる書類（機器等は写真添付）
- 家財処分にかかる費用の領収書、或いは支払いを証明できる書類等
- 普通自動車運転免許証の写し
- 居住用建物賃貸借契約書の写し（申請内容に仲介手数料、敷金、礼金を含む場合）
- 承諾書（申請内容に家財処分費用を含む場合）
- 自動車における学科及び技能教習実績書（申請内容に普通自動車運転免許を含む場合）
- 秋田県の同様の助成制度による補助金を交付されている場合は、その事業助成交付決定通知書の写し
- その他市長が必要と認めた書類

## 助成までの流れ



## 助成金の返還

次のいずれかに該当すると認めるときは、交付した助成金を返還していただきます。

- 助成交付決定通知の日から3年以内に転出したとき
- 助成対象である機具等を処分制限期間内に処分したとき
- 申請内容に虚偽があったとき
- その他返還に値する事由があると判断したとき

## 制度に関する申請・お問い合わせ先

北秋田市役所 総務部 総合政策課 移住・定住支援室  
〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19-1（本庁舎2階）  
TEL：0186-62-8002（直通） FAX：0186-63-2586  
E-mail：iju@city.kitaakita.akita.jp

北秋田市移住定住  
支援情報



移住者住まい応援  
助成事業関連



申請書は北秋田市のホームページからダウンロードできます。  
まずはお気軽に移住・定住支援室へご相談ください。